研究活動上の不正行為に関する相談･告発窓口

研究活動上の不正行為に関する相談･告発および情報提供を受け付けます。

【相談･告発窓口】

東北公益文科大学　大学戦略推進室
〒998-8580　山形県酒田市飯森山三丁目５番地の１
TEL：0234-41-1119
FAX：0234-41-1133
E-mail：senryaku[at]koeki-u.ac.jp
※お手数ですが、[at]を@に変更してください。

【受付時間】

8：30-17：00（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除く。）

【受付方法】

書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により受け付けます。

【対象】

･研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用の行為。
･関係法令、配分機関の定め、学内関係規程等に違反して研究費を使用すること。
（例：架空請求等により業者に研究費を預け金として託すこと、実態を伴わない旅費、謝金及び給与を請求すること　等）
･その他、研究不正や研究費不正使用に該当すると思われるもの。

【留意事項】

･通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
･通報された情報に関し、より詳細な情報、調査への協力を求める場合があります。
･調査の結果、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分など必要な措置を講じることがあります。